

様

目黒区議会議長

鈴木 まさし

## 質問通告について

令和7年6月17日開会の第2回目黒区議会定例会における質問通告が下記のとおりありましたので通知します。

## 記

## 一般質問

質問者氏名 おのせ 康 裕

目安時間 45分

## 1 区有施設の今後の在り方とコミュニティについて

昨年の12月、区有施設見直しのリーディングプロジェクトであった、区民センターの建て替えが、一時休止となった。時を同じく誕生した、23区でも多くの大規模公共施設の建て替えに休止、変更といった計画の停止が見受けられる。様々な要因による資材の高騰、人口減少や構造変更による従事者の減少など、見える課題は多くあるが、それ以上に建て替え更新計画は数多く、首都東京の新たな課題であると言えよう。また、生活圏域構想からの脱却、とりわけコロナ後の人口減少を見据えての区有施設見直し方針の改定は、従来の基本方針をどのように捉えるのか。我が区の今後の区有施設の在り方についてとそれから派生するコミュニティについて、以下質問する。

- (1) 今後の区有施設見直し方針の考え方について伺う。
- (2) 昨今の課題を踏まえた建築・更新についての入札不調を防止する取り組みについて伺う。
- (3) 今こそ区政再構築会議を再開し、40年後の区有施設を長期的視野で計画し、責任を共有し運営していくべきと考えるがどう捉えるか伺う。
- (4) 区民センター計画延期による区展などの目黒区美術館開催の催しや入居団体へのアナウンスについて伺う。
- (5) コロナ後、中学校の統廃合を受けて、町会・住区等新たなコミュニティ施策の考え方について伺う。
- (6) 学区、出張所単位、土木事務所単位、目黒区赤十字奉仕団分団などの地域実情に照らした再配分について伺う。

## 2 防災、減災、目黒区の現状、区民を守れると胸を張って言えるか

昨年の1月1日の能登地震から1年が経過した。私は、阪神・淡路、東日本、熊本、能登といった災害に際し、常に為政者の視線に近い位置から、現地や体験、経験を会得できる立場にあった。その経験からすれば、まだまだ目黒区の防災対策、防災対応は不十分であり、ヒト、モノ、カネを傾斜的に配分して強化するべきと考えている。この間、減災という言葉も日常語となり、区内の木密地域の減少化も進んだ。区民の防災意識も向上したが、それでも、目黒区として28万区民を災害から守り切れると自信をもって言える環境に達していない。区長は22年目の在任期間となるが、現状「目黒区民を災害から守りきれぬ」と胸を張って言えるか、伺う。

質問者氏名 山 村 ま い

目 安 時 間 5 5 分

## 1 田道ふれあい館の活用について

本区は、区有施設見直しのリーディングプロジェクトと位置付けている「目黒区民センター等整備・運営事業」について、令和6年7月に開始した事業者公募の実施を中止し、区有施設をとりまく状況を捉えて事業の再検討を進めるという大きな判断をしたところである。

再検討においては、工事費等が高騰する時勢を捉えた持続可能な施設サ

サービスのあり方、機能融合や複合化・多機能化、縮充の推進による区民サービスの向上、区有資産の有効活用の更なる推進等、あらためて区有施設見直しのリーディングプロジェクトとして多角的な視点をもって進める必要があることから、令和7～8年度に実施する目黒区区有施設見直し方針及び計画の改定検討作業と並行して進めることとし、改定後の見直し方針等において事業の一定の方向性を整理したうえで、令和9年度以降の具体化を目指す方向で調整するものとされている。

事業を再検討する機会を捉えて、目黒区民センターの目黒川対岸に位置する田道ふれあい館についても改めて検討する余地があるのではないかと考えから、以下3問伺う。

(1) 田道住区センターについて

田道ふれあい館、三田分室、三田フレンズの3か所に分かれている理由について伺う。

(2) 各施設の所管について

今後、区有施設において機能の複合化・多機能化を進めていくことを考えると、各施設の所管を資産経営部にまとめることで、区有施設をより効率的に運用できるのではないかと思うが、区の見解を伺う。

(3) 熱源水供給の活用について

目黒清掃工場からの高温水については、高齢者センターの入浴サービスに活用されている他、田道ふれあい館の冷暖房、区民センターの温水プールに活用されている。高温水については利用できる容量に上限があるものと認識しているが、現在の活用方法を見直して他に転用することはできるのか、技術やコストの面について伺う。

2 特別支援教育について

目黒区教育委員会では、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育の推進を目指し、平成19年3月に「目黒区特別支援教育推進計画」を策定しており、令和7年3月においては令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とした「目黒区特別支援教育推進計画（第五次）」を改めて策定したところである。そこで、以下2問伺う。

(1) インクルーシブ教育の捉え方について

最近、インクルーシブ教育という言葉が「ただ同じ場所で教育すれば

よい」という趣旨で使用されることが多いように感じるが、本来インクルーシブ教育とは全ての子どもが適切な教育を受けられることを意味するものと認識している。目黒区教育委員会として、インクルーシブ教育をどのように捉えているのか伺う。

(2) 本人や保護者に認識がない場合の対応について

通常の学級に通う児童のなかで、本人や保護者には認識がないものの、障害のある可能性が考えられるケースにおいて、具体的にどのように対応しているのか伺う。

3 自閉症・情緒障害特別支援学級について

目黒区教育委員会では、令和3年4月、五本木小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設したところである。自閉症・情緒障害特別支援学級は、知的障害のない自閉症または情緒障害（選択性かん黙）がある児童を対象として、通常の学級と同様の教科指導に加え、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養うための自立活動を指導するものとされている。

開設から5年目となる自閉症・情緒障害特別支援学級について、以下2問伺う。

(1) 児童数の伸びに対する今後の見通しについて

開設した令和3年度における在籍児童数は3人と少人数であったものの、令和6年度は12人、令和7年度は18人と、在籍児童数は急速に増加している状況である。令和7年度は学年別で、1年生が5人、2年生が6人、3年生が1人、4年生が1人、5年生が5人という内訳になっており、現時点で少なくとも4つの教室が必要な状況であるものの、現在の校舎には教室が3つしかなく、相談室を活用して運用している状況にある。教室数が足りなくなることへの対応、また、今後は他の学校にも設置を検討するのか伺う。

(2) 通常の学級への転級について

自閉症・情緒障害特別支援学級は、知的障害のない児童を対象としており、コミュニケーションを中心とした困難の改善を図るために必要な知識、技能、態度、習慣を養うための自立活動に取り組むことで、進級や進学を機に通常の学級に学びの場を移していくことを目標にしている。

ただし、その際の通常の学級とは児童の住所による指定校の通常の学

級とされているため、自閉症・情緒障害特別支援学級に通う児童の大半にとって、通常の学級への転級は転校を意味することになる。選択性かん黙の児童は環境の変化が苦手という特性を鑑みると、児童にとって転級のハードルは高いと考える。一方で、自閉症・情緒障害特別支援学級に通う児童が年々増加しているなか、設置校の通常の学級への転級を認めた場合、設置校への負担が大きくなることも予想されるところである。

現状の運用において、自閉症・情緒障害特別支援学級が設置されている小学校の通常の学級への転級ではなく、指定校の通常の学級への転級としていることについて、目黒区教育委員会の考えを伺う。

#### 4 学級運営について

就学相談の時点で支援が必要と判明している児童もいれば、就学相談の段階では分からないレベルの特性を持つ児童もいる。児童によって特性や発達段階は異なるものであるから、どのような児童がクラスにいるのか、そのクラス編成によって学級担任にとって学級運営の困難度、児童にとって学校生活の安心度は大きく変わるものと考ええる。そこで、以下2問伺う。

##### (1) 1年生の学級運営について

1年生の学級運営がスムーズになるよう目黒区教育委員会として工夫している取り組みはあるか伺う。

##### (2) 区立小学校のクラス替えについて

区立小学校の多くは3年生、5年生への進級時においてクラス替えをしているように見受けられるが、これは全ての区立小学校に当てはまるのか否か、また、区立小学校におけるクラス替えのタイミングはどのように決めているのか伺う。

質問者氏名 は ま よう子

目安時間 35分

「誰一人取り残されない目黒」を目指して、大きく2点4項目について質問いたします。

#### 1 区における合理的配慮の取り組みについて

今年に入り区民の方から「事業者の合理的配慮が得られず非常に辛い思いをした。また、区職員の合理的配慮に関する理解が進んでいないと感じ

る。より一層の理解を進めてもらいたい。」というご相談を受けた。

令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者も合理的配慮の提供が義務化された。本区においては、事業者向けにY o u T u b e動画を作成して啓発活動を行っているが、事業者および区職員の理解はまだ進んでいないのではないかと。

については、以下区の見解を伺う。

- (1) 合理的配慮の提供が義務化されたことの現状における課題について伺う。
- (2) 事業者による合理的配慮に関する周知や推進するための働きかけ、相談対応等の事業者に対する義務化への対応について伺う。
- (3) 合理的配慮に関する庁舎内での対応要領の共有と職員の理解啓発の取り組みについて伺う。

## 2 区における中小企業支援の取り組みについて

日本においてはおよそ7割の方が中小企業にお勤めであり、物価高や第2次トランプ米国関税措置の先行きが不透明な中で、区は中小企業が抱える不安や今後の事業展望等に対し、これまで以上に寄り添った対応をすることが重要であると考えている。

港区は4月11日、米国関税措置の影響を受ける区内中小企業支援について、港区独自の様々な支援メニューを提供するとプレスリリースした。具体的には、関税措置の影響を把握するため、輸出関連の事業者へ専門家が出向き、プッシュ型で聞き取りをする巡回相談、海外販路拡大を目指す事業者に対し、海外ビジネスに精通した専門家を無料で派遣する、グローバルビジネスアドバイザーの無料派遣を3回から5回に拡充し支援強化、関税関連セミナーの開催、港区立産業振興センターにおける「メンタリングサポート」「士業サポート制度」を活用した、企業が抱える問題や課題について、様々な立場から個別に相談対応できる体制を整備等、港区内中小企業のためにスピード感ある対応を開始している。

また、多くの自治体で第2次トランプ米国関税措置により影響を受ける中小企業に対し、資金繰り支援や相談窓口の設置、専門家派遣など多角的な支援策を講じている。

については、第2次トランプ米国関税措置を踏まえ、区は区内中小企業に対し新たにどのような支援策を講じたのか伺う。

質問者氏名 金 井 ひろし

目 安 時 間 3 0 分

1 ヘルパー不足の解消について

私自身も大谷翔平さんではありませんが、二刀流で、介護の現場と区議会を大事にしながら活動している議員として、この課題にしっかり取り組みたいと思い質問いたします。かねてより日本全国、津々浦々ヘルパー不足や介護職員の不足は課題として捉えられております。

介護保険でいえば、要介護認定を受けたにもかかわらず、障害の世界でいえば区から支給決定を受けたにもかかわらず、事業所・ヘルパーが見つからない課題があります。

ここでは、移動支援のみにスポットを当てて取り上げます。この事業所・ヘルパーが見つからないことに関して、区はどのように認識しているか伺います。

2 区職員が自ら代金を支払うことについて

昨年から今年にかけて、コロナ禍を経て、年末年始至るところで忘年会や新年会、また様々なところで総会、終わってから懇親会がありました。

そこで気づいたことですが、我々議会のトップである議長、区議会議員、行政の長である区長、サブリーダーの副区長、教育長、教育次長、区の理事者、係長と様々な立場の方々が参加されております。

私も2024年12月に幹事長となり、なんと招待されることが多いのかと驚きました。区長・議長においては1日3～4件梯子することもザラだと伺いました。

そこで、区長・議長・教育長は交際費で参加費を経費として、出すことができますが、それ以外の副区長、区の理事者、係長は自腹を切るとのことです。ここにスポットを当てて、質問に入ります。

区の仕事で参加しているからには、経費として領収書をもらい、手当てをすることが出来ないのか、他区ではどの様に対応しているのか、実現に向けて取り組めないか、伺います。

3 G I G Aスクール構想の取り残しがないかについて

現在、不登校の出現率は国や都の指数を、中学校では上回っているのが目黒区です。不登校の児童・生徒が減れば問題なし、というわけではありませんが、楽しく通えるようになること、それに向けて取り組むことは重

要で、あらゆる対策をとっている本区です。

ここでは、不登校になった児童・生徒、また合理的配慮が必要な特別支援学級で学んでいる児童・生徒、ここにスポットを当てます。

「個別最適な学び」とよく言われますが、GIGAスクール構想が2019年から進み、1人1台タブレット端末が行き渡り、今年度はおよそ12,000人の児童・生徒に貸与するタブレット端末の買い替えも行われております。

そこで、質問に入りますが、不登校及び合理的配慮が必要な児童・生徒に対して、タブレット端末を用いた支援がどこまで進んでいるのか伺います。

質問者氏名 芋 川 ゆうき

目安時間 55分

## 1 子どもを取り巻く環境整備の拡充について

### (1) 物価高騰の中での、食育の推進について

区は学校（園）における食育指針を策定している。その目標は、食育基本法を念頭に、楽しい食生活を通じて、子どもたち一人ひとりの健康な心と体を培い、豊かな人間性を養い、食を支える自然や社会に感謝する気持ちを育てる。そのための健全な食生活の実践である。

給食無償化が広がる中、都内においては、各自治体の学校標準給食費にバラツキがある状況である。また、食材の高騰があり、自治体の中には、安価な食材に置き換えて給食を提供するなどされている。

先進区では、給食無償化を契機としてさらに食育を進めるとし、物価高騰が継続している中であっても、学校標準給食費の増額を行い、使用できる食材を充実させるなどの取り組みを行っている。目黒区においては、区教育委員会で現場の声も聞き、物価高騰による食材の値上げ分を考慮し、学校標準給食費の増額をしているというが、昨今の食材の値上げは、それ以上のものである。渋谷区の学校標準給食費は今年度、報道によると、小学校中学年で419円、目黒区は329円である。食育の推進をするため、学校標準給食費の増額を年度途中でも行うべきではないか伺う。

## (2) 子どもの「体験格差」への対策の取り組みについて

東京都は昨年度末、子どもの「体験格差」の解消を行うとして、自治体に支援をしていくとした。この体験格差とは、主に経済的な理由に起因したものや、家庭環境などで体験支出の格差が生じていることである。子どもたちは、様々な体験を通じて、自らの強みや個性を発見する。子ども本人の意志に反して、これらの機会を欠くことは、子どもの権利という観点から問題と考え、以下2点を伺う。

### ア 区内の子どもの体験格差の実態把握について

目黒区子ども総合計画（令和7年度から令和11年度）においては、子どもの居場所の確保や自然体験、職場体験などの取り組みを位置付けし、子どもの多様な体験の確保を行うとしている。しかし、主に経済的な理由に起因する体験格差などについて、直接的な明記はない。学校外の体験活動の機会など、目黒区としてこの体験格差の問題を子ども総合計画を補完する位置付けとして捉え、実態把握など調査を行うべきだが、伺う。

### イ 東京都の支援を、目黒区で具体的にどのように活かすかについて

東京都は家庭の経済的事情などにかかわらず、全ての子どもが多様な体験をできるようにするため、子どもや親子が楽しめる事業を実施する自治体に今年度上限額を決めて事業費を全額補助し、「体験格差」の解消に向けて支援するとしている。具体的に目黒区においてどのような取り組みを行っていくのかを伺う。

## 2 区内の国民健康被保険者へ資格確認書の一斉発行について

国民健康保険の資格確認書の交付について、区は国の方針にならい、マイナ保険証を保有していない方などについては、資格確認書の送付を行う。一方マイナ保険証を保有している方には、自動的に送らない。

また、マイナ保険証を保有している方が何らかの理由で、マイナ保険証の利用が困難な場合には、申請を行うことによって、資格確認書の交付を受けることが可能としている。

しかし、マイナ保険証は、病院や調剤薬局で「マイナ保険証が読み取れない」、「有効期限切れ」などのトラブルが絶えない状況である。報道では、全国でマイナ保険証のトラブルがあった場合、一時的に10割負担での支払いを求められたケースがある。医療を受ける権利を確保することは、

区の責務である。

そうした下で、世田谷区・渋谷区は区独自で判断し一斉発送に踏み切る。目黒区においても、区民への医療の提供を確保するため、資格確認書の一律の発行をするべきではないか伺う。

### 3 低所得世帯に対して物価高騰対策の拡充事業を行うことについて

#### (1) 低所得世帯へのエアコン購入、設置費助成などを行うことと、生活保護世帯に対する夏季加算を、引き続き国に求めるとともに、区独自に実施することについて

##### ア 低所得世帯へのエアコン購入、設置費など助成を創設することについて

本格的な夏が到来する前に、物価高騰が継続する下で、区民の命を守る対策が必要である。区は6月1日の区報において、熱中症の特集を行い、クーリングシェルターやエアコン利用についての周知を行っている。しかし、区民の中には、物価高騰で生活が大変になり、エアコンを購入したくてもできない世帯や、修理費用が捻出できない世帯がある。

23区でエアコン購入、設置費助成などを行った区は、単年度の実施の区を含めて10区に上る。さらに、豊島区においては、当初昨年度の一年限りとして今年度の予算には入れなかったが、その後継続することを表明している。区は、具体的な対策をとるべきであり、住民税非課税世帯や、生活保護世帯などにエアコン購入、設置費などの助成をするべきだが伺う。

##### イ 生活保護世帯に区独自の夏季加算を行うことについて

物価高騰と同様に、近年は電気代も高騰している状況である。そのため、エアコンがあっても電気代が高く、エアコンの使用をしない世帯もある。

しかし、猛暑が続く中でエアコン使用を控えることは、熱中症になり命の危険がある。十分にエアコンを使用できるための、夏季加算を行うべきである。区は、生活保護世帯に対しての夏季加算を引き続き国に求めるとともに、区独自に実施するべきだが、いかがか。

#### (2) 低所得世帯に対して、お米券配布など直接的な支援を行うことについて

農林水産省の令和7年4月の消費者物価指数（全国）によると、令和2年の価格を100として、米類は202.8ポイント、めん類は121.3、パンは125.6である。米価高騰と米不足の対策が急務である。

区議団に寄せられる声は、子育て世帯から「子どもたちが食べ盛りだが、米が高く、満身に食べさせてあげられず胸が痛い。」、生活保護世帯からは、夜に「手元に70円しかない、明日の朝に薬を飲むためにパンが食べたいが買えない。」と、どれも切実なものである。

目黒区は、今年度もデジタル商品券事業を行うが、そもそもデジタル商品券自体を買うことができない世帯にとっては直接的な支援が必要である。そのような下で、全国の自治体の一部では、お米券やお米クーポン、パックご飯を配布する事業を行っている。

目黒区においても、低所得世帯に対して、直接的な支援であるお米券配布事業などを行うべきだが、いかがか。

#### 4 ごみの減量や区民の環境問題、リサイクル意識の醸成のための取り組みの拡充について

##### (1) 堆肥コンポストや電動ごみ処理機の補助の創設について

目黒区内のごみ量は、近年は微減となっている。区は令和6年3月に、目黒区一般廃棄物処理実施計画を改定し、区民一人一日当たりごみ量100グラム減量し、400グラムへ。また、リサイクル率40%とする新たな目標を立て、区民、事業者と連携・協力し、新・めぐろ買い物ルールや食品ロスなどの取り組みなども行っているところである。

その計画の中で、燃やすごみの組成割合のうち一番多いのは生ごみであり、その4分の1程度である。この生ごみを減少させるために区は、水切りの取り組みや生ごみを堆肥にするための手作りコンポストの取り組みなどをあげている。

目黒区環境基本計画では、環境問題は私たち一人ひとりが、今、地球で起きていることを意識しながら、地域や家庭で配慮できることに地道に取り組む姿勢が大切としている。

区内の団体では、生ごみから堆肥を作る活動なども行っており、堆肥の活用、その堆肥を使用した果物を育てるなど、食の循環の取り組みも

行っている。こうした取り組みを目黒区環境基本計画にあるように、一人ひとり地道に行っていくことが重要である。

そのような下で、23区では半数以上の区が、生ごみを減らす取り組み、環境配慮の観点から、堆肥コンポストや電動ごみ処理機の補助を創設し取り組みをしている。目黒区においても、行うべきだがいかがか。

## (2) 区が積極的に土のリサイクルに取り組むことについて

区民が使用した園芸土については、区は民間の回収業者などを紹介しており、回収は行っていない。区が一時期イベントとして行っていた、公園などで園芸土の回収・再利用を行う事業は、緊急財政対策の流れで平成24年に休止したままとなっている。中央区などでは、毎週土曜日、小学校や一部の公共施設で園芸土の回収・再生した土を配布するリサイクルを行っている。

区がこうしたことに積極的に取り組むことは、区民のリサイクル意識の醸成に寄与すると考えられる。公園や区の施設においての、園芸土の受け取り・再生の取り組みを再開できないか伺う。

質問者氏名 上 田 みのり

目安時間 30分

### 1 区政におけるリスク管理体制を強化すべきではないか

昨年、目黒区において、委員会で議案審査終了後に誤りが発覚するという重大アクシデントが発生し、謝罪と区長・副区長の減給という措置を行った。信頼回復に努めるという姿勢を示したものの重大アクシデント後に、事故は減るどころか増える一方であり、区政への信頼が薄れるばかりである。

「ヒューマンエラーはおこりうるもの」であるという視点で、事故報告を受ける中で、これまでも事故分析と根拠のある再発防止策の必要性について、繰り返し、繰り返し、申し述べてきた。税込で行財政運営しているからこそ、信頼があってはじめて成り立つと考える。

現状の目黒区政において、区政の監視機能をもつ一議員としては、今のままでは、行政への信頼を回復する前に、信用がなくなってしまうことが懸念されてならない。

以下3点について、伺う。

- (1) 区において、現状に対する認識、取り組むべき課題、再発防止策について伺う。
- (2) 事故発生時は分析を用い、報告時は、その分析結果をもって、根拠のある再発防止策を行う必要があると考えるが、区の見解を伺う。
- (3) 上記内容について、教育委員会では、どのように認識し、また取り組むのか伺う。

質問者氏名 増 茂 しのぶ  
目 安 時 間 30分

子どもたちの生きる力を育む学校菜園を区立小学校、中学校に設けることについて、区民が自然に親しみ農体験ができるよう、区内の農地を増やし有機栽培を進めるための取り組みについて伺う。

#### 1 学校菜園の活用について

- (1) 区立小・中学校における学校菜園の設置及び継続性のある体制づくりについて

すべての区立小学校、中学校に菜園を設けてはいかがか。また子どもたちによる菜園活動が継続できるよう、取り組みが必要と考えるがいかがか。

- (2) 学校内において安心できる居場所の拡大について

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、子どもの興味・関心に応じて、教室以外の居場所の一つに学校菜園を活用してはいかがか。

#### 2 区民が野菜などを栽培できる場所を増やし、また有機栽培を進める取り組みについて

- (1) 区民が区民農園の代替として利用できる場所を、例えばコンテナ型菜園などを用い各地域にある公園を活用してはいかがか。
- (2) 土の健康や生物多様性保全のためには、化学肥料や農薬を使わないことが求められる。専門家などから有機栽培の知識を得たり、実践を学んだりする機会を作ってはいかがか。

質問者氏名 西 村 ち ほ

目 安 時 間 3 0 分

1 議決を経た契約の契約変更について

議会の議決を経て締結された契約について、その後契約内容を変更する場合における議会への報告や議決等の手続きはどのように取り扱っているのか。議会の関与を経ずに行う契約変更については、その金額に一定の上限を設ける必要があると考えるが、区の見解を伺う。

2 任期付職員制度の活用について

(1) 民間等出身職員の適応と区の対応について

民間企業等で豊富な経験を積んだ人材が区の課長や係長として登用された場合、行政特有の業務運営のあり方に戸惑いを覚えるケースも見受けられる。業務を行う上で様々な違いに直面した際の課題や適応の実情について、区としてどのように把握し、どのような対応・改善策を講じているのか伺う。

(2) 任期付職員制度の今後の展開について

任期付職員制度のこれまでの成果と課題を踏まえ、改善すべき点や今後の展開についての考えを伺う。

(3) 任期付職員と既存職員の協働を通じた区全体の組織力向上について

任期付職員制度は、職務にあたる専門人材の登用としてだけでなく、既存職員にとって新たな気づきや業務改善の機会となる点でも大きな意義がある。昨年度、任期付職員を講師とする既存職員向けの内部研修が実施されたと伺っているが、この研修の成果が参加職員の意識や業務改善にどのように活かされていると考えているか、区の評価を伺う。

また、任期付職員の経験や視点を今後の人材育成や組織力向上にどのように活かしていくか伺う。

質問者氏名 かいでん 和弘

目安時間 40分

## 1 目黒区民センターについて

「新たな目黒区民センターの基本計画」には、“新たな区民センターは、（…中略…）区民活動の拠点を目指していきます。”とのコンセプトが記載されている。しかし、それに続く個別機能の事業計画を見れば、多目的室、会議室等の諸室に加え、美術館、体育館、児童館、図書館等、基本的に現在の区民センターの機能を踏襲している。

そもそも、現在の区民センターは果たして、“区内全域の”住民にとって魅力的な施設構成だったのだろうか。体育館はあるが観客席を備えた中央体育館ではなく、図書館はあるが蔵書数の豊富な中央図書館ではないため、近隣の住民以外がわざわざ訪れる動機に欠ける。長水路の屋外プールと区立美術館は唯一性を持つ施設だったが、屋外プールは無くなる予定であったし、区立美術館にしても、交通利便性の高い本区の住民にとっては上野や六本木等区外の美術館が競合となる。つまり現在の区民センターも東部地区以外の多くの住民にとって、区民まつり等のイベント時以外にも訪問したくなるような魅力ある施設構成だとは言い難いのではないか。

この前提に立てば、現区民センターの機能を大部分踏襲した新たな区民センターが完成していたとしても、東部地区等近隣の住民には居心地の良い空間となったことと思うが、その他の区民にとっては、わざわざ近所の体育館や図書館、住区会議室を差し置いてまで訪れ、再訪してもらえる施設となることは難しかったと考える。

そこで、今回の事業中止を機に、改めて区民センターのターゲットをより突き詰めて考えるべきではないか。新たな区民センターは、区内の各地区にすでに存在しているような図書館や体育館、会議室が並ぶ、主に“東部地区の住民にとって”の憩いの場所を目指すのか（この考え方を否定するものではない）、それとも名称の通り目黒区民センターとして、“全区民にとって”のセンターたる施設を目指すのか。

区民センターに包含する施設は、「現在の区民センターから何を踏襲し、あるいは踏襲しないか」ではなく、ターゲットに設定した方々が、わざわざ訪問したくなるような機能を選定することが求められる。ターゲットの明確化とそれを踏まえた施設構成の再選定が必要であると考え、所見

を伺う。

## 2 包括施設管理業務委託について

区有施設の維持管理や日常の修繕業務を、施設や設備ごとに各所管課が委託するのではなく、一つの業務委託に取りまとめて発注・契約する「包括施設管理業務委託」については、現行の「区有施設見直し計画」においても、“他自治体でも見られる包括的な維持管理業務委託といったような新しい手法の検討（…中略…）を進めます。”と言及されている。

この包括施設管理業務委託は、管理水準の向上による施設の安心・安全確保や、縦割りではなく全庁的な対応優先度の判定等に資するほか、特に点検清掃のみならず日常修繕まで業務に含んだ場合には、仕様書の作成や入札、検査、支払事務といった契約手続き等に係る職員の事務負担を大幅に軽減でき、明石市ではこの取り組みで7名の職員の配置転換が可能になったという。

本区でも積極的に導入検討すべきと考えるが、これまでの検討状況と、今後の導入意向について現時点の所見を伺う。

## 3 学校施設のさらなる活用について

年始の財政シミュレーションにおいて、従来の想定をはるかに下回る予測結果が出た以上、区有施設の統廃合は今後さらに加速していかなくてはならない。その際、床面積のおよそ4割を占める学校のさらなる統廃合も、可能性としては存在する。

しかし、（特に小学校については）通学距離の問題は解決が困難であるし、「子どもたちの学び・育ちのためにどのような環境が必要か」といった、公共施設のマネジメントとは別の観点からの検討も必要となる。また、各地域に点在する学校は、避難所として果たす役目も大きく、これ以上の学校統合には慎重にならざるを得ない。

だとするならば、サービス水準を維持しながら財政負担を減らすため、学校以外の6割の施設を見直す一方、学校施設を今以上に最大限活用していくことが現実的な解となるのではないか。その観点から以下2問伺う。

### (1) 校舎内の活動スペースについて

現在進められている学校施設更新では、校舎内に住区センターエリアを設け、複数のコミュニティルームを配置することが主流となっている。しかし、現下の情勢では床面積をさらにコンパクトにする取り組みが必

要ではないか。そこで、今後の学校施設更新にあたっては、（地域事情に応じて柔軟に対応すべきだが基本原則として）合築する住区会議室のスペースを極力減らし、代わりに特別教室や学校の会議室等の開放を推進することで、学校内に区民が利用できる部屋数を確保する方針をとるべきと考えるが、所見を伺う。

#### （２）特別教室等の地域開放について

令和５年７月の特別委員会資料の中で、“教室の目的外利用について、（…中略…）令和９年度の向原小学校の建替えに合わせて、システムを活用した利用申し込み等について検討していく”との記載があった。この「システムを活用した利用申し込み」の検討状況を伺う。

また、町田市や神奈川県大和市等の事例を参考に、各学校でどの部屋が利用可能なのかをあらかじめ周知する等、児童・生徒の安全確保を最優先しながらも、特別教室等校舎内の施設利用がしやすくなる工夫をさらに充実させるべきと考えるが、所見を伺う。

#### ４ 学校図書館の委託について

令和６年度から始まった学校図書館運営補助業務委託は課題が非常に多い。まず、前年度の受託事業者に対しては、学校図書館支援員からの「業者から提案された選書リストには、重複する図書やすでに蔵書している図書も記載されており、ほとんど役に立たなかった」といった声をはじめ、主に学校と事業者間の連携不足に起因する問題が私のもとへ数多く寄せられた。

その課題を踏まえ、今年度は、打ち合わせ回数を仕様書に明記する等、一定の改善が図られたが、すべての課題が解消したわけではない。

例えば、書籍選定リスト案の作成は事業者の業務に含まれるが、毎年４月上旬に発表される課題図書については、「夏休み前により多くの子どもたちに読んでもらえるように」と、大半の学校で４月中に発注を済ませており、事業者からのリストが届いた５月になってから発注した数校ではその分、子どもたちのもとに本が届く時期が遅れている。

また、学校図書館の運営に関して、管理職と事業者と支援員の三者とのやり取りを要求される教員の負担は、従前よりも増えている。

さらに今年度の契約額は１，１００万円と、前年の契約額３１８万円の３倍以上に上る。支援員の処遇を倍増できる規模の税金を費やしてまで委

託している成果は芳しくなく、費用対効果があるとは到底思えない。

来年度は、児童・生徒にとって何が望ましいのか、教員の負担をいかに増やさずに、学校図書館の機能強化を図れるか、ということに立ち戻り、委託を取り止め、支援員がより長い時間従事可能となるような制度改正を含め、学校図書館を支える体制の再構築が必要であると考えているが、所見を伺う。

質問者氏名 関 けんいち

目安時間 30分

## 1 保育事業の充実に向けて

令和7年予算特別委員会で休日保育に関する質疑を行い、実施する保育園は基本的に毎日開所することになり、保育士を一定数増員する必要性や、保育士が不足する現況では人材確保が課題との認識で、他区の運用を踏まえながら研究するとの答弁であった。しかし、目黒区以外の近隣区は休日保育を実施しており、一定の需要はある筈で、休日保育が無いと、仕事のやりくりに困っている世帯もいるのではないだろうか。

保育士不足を問題にしているが、近隣区も目黒区と同じ状況の中、対応している。

目黒区では、休日保育に代わる事業として、ベビーシッター利用支援事業を実施しているが、ベビーシッターの場合、子どもの安全面が危惧されたり、子どもとの相性の問題があったり、利用料が高かったり、盗難や物損等の心配などで、抵抗感を感じる利用対象の保護者は多いと思う。

また、病後児保育は、対象が生後6ヵ月以上の乳幼児とされており、定員に空きがある場合、助成対象外のお子様（区外在住、小学生のお子様など）も、お預かり出来る場合があるという案内になっている。現在の共働き世帯の状況等を鑑みると、対象の見直しが必要ではないだろうか。

- (1) 休日保育を早急に事業化するべきと考えるが、所見を伺う。
- (2) 病後児保育の対象年齢を、小学3年生まで拡大すべきではないか伺う。

## 2 福祉型居住支援について

令和3年6月に福祉総合課が事務局となり、全国的にも珍しい福祉型の居住支援協議会を立ち上げる準備に入り、令和4年度より実施することに

なった。

地域包括ケアシステムの中で、「医療」「介護」「予防」「生活支援」の4つは福祉部門の領域で、福祉を主導に地域に浸透していると聞いているが、もう一つの骨格「住まい」に関しては都市整備部門の領域となり、福祉部門との障壁があり、なかなか連携することが難しく、地域に思うような浸透が図れず、全国的には進捗していないと聞いている。そうした中、目黒区の実践が、福祉主導型で「住まい」を見ており、厚生労働省や東京都、さらに最近では、国土交通省も注目していると聞いている。実践の進捗と、福祉型にしたことによる成果と課題について伺う。

質問者氏名 後 藤 さちこ

目 安 時 間 3 5 分

#### 1 区職員における女性管理職登用について

令和7年4月4日付の朝日新聞デジタルにおいて、特別区23区における女性管理職の割合が報道された。令和6年4月1日時点での課長相当職以上の女性の割合は、23区平均で18.4%であるのに対し、目黒区は24.7%と、渋谷区・台東区に次ぐ高い水準であり、部長相当職においても、目黒区は25.9%と台東区に次いで2番目に高く、女性管理職の登用が進んでいると見受けられる。

区では令和4年度に「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」を改定し、政策形成・意思決定における男女平等の推進を重要な柱に位置づけるとともに、令和8年度までに女性管理職割合を33%とする数値目標を「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」で定めている。

しかしながら、議場での理事者席の構成などを見る限り、意思決定の場におけるジェンダー・バランスには依然として課題があると感じる。

以上を踏まえ、以下の2点について伺う。

- (1) これまでの女性管理職割合の推移を踏まえると、令和6年度の24.7%という数値と、令和8年度の数値目標33%という数値にはかなりの隔りがあるように見受けられる。

令和7年4月1日現在の目黒区における管理職の総数、女性管理職の

人数および割合について、具体的な数値を伺う。

- (2) 目標値と現状の女性管理職割合とのギャップについて、区としてどのように評価・認識をし、どのような課題があると捉えているのか、所見を伺う。

2 「学校備品等を充実させる」指定寄付の基金への運用見直しについて

目黒区では、いくつかの分野において「指定寄付」という仕組みが設けられており、その中の一つに「次代を担う子どもたちのために学校備品等を充実させたい」という項目がある。これは、学習環境の向上や教育資源の充実に貢献したいという区民の皆様の思いを受け止める意義深い制度であると考えます。

しかしながら、現行の制度では、これらの寄付金は基金として積み立てるのではなく、その年度内に予算化・執行しなければならない運用となっていると伺っている。そのため、寄付金を中長期的に活用することが難しく、持続的な施策展開につなげる仕組みとはなっていないのが現状である。

「次代を担う子どもたちのための学校備品等の充実」を目的とした指定寄付について、今後、基金として取り扱う方向への見直しを検討される考えがあるのか、区の考えを伺う。

3 授業間の休み時間延長と午前4時間制の検討について

**【書画カメラ使用】**

目黒区では、すべての区立小学校で「40分授業午前5時間制」が導入されており、文部科学省からは「カリキュラム・マネジメント」や「研究開発学校」の指定も受け、柔軟な教育課程の先進事例として注目されている。しかしながら、授業間の休みが5分と短い現行の構成は、特に小学1年生にとって、トイレ・水分補給・準備などに十分な時間が確保できず、心身のゆとりが欠けるとの声も聞かれる。この5分休みは、かつての45分授業時代からの踏襲であり、現在の柔軟な制度のもとでは、見直しも可能であると考えます。そこで、午前中を40分×4コマとし、各授業間の休み時間を10分に拡大することを提案する。これにより給食時刻が35分早まり、午後の学習効率や児童の体調管理に寄与するものと考えます。「10分休み・午前4時間制」について、教育委員会の見解を伺う。

質問者氏名 高 島 なおこ

目 安 時 間 3 0 分

1 災害時における妊産婦支援体制について

地震や風水害などの災害時は、区民生活やインフラ、医療体制に大きな影響を及ぼすが、特に、妊産婦は、生命や健康に直結するリスクを高めることが懸念される。そこで、以下について伺う。

(1) 災害時における妊産婦への支援や連携体制について、現状のスキームを伺う。

(2) 妊産婦が安全に避難して過ごせる環境の確保、特に、出産や、ハイリスク妊産婦への医療支援やケアを行う体制を整備するため、福祉避難所などで妊産婦の支援拠点を整備するべきではないかと考えるが、いかがか。

2 学校の保護者連絡システム「Home & School」について

学校や教育委員会から家庭へのお便り、保護者から学校への欠席連絡等は、保護者連絡システムにより、デジタル化を進めている。これにより、教員の事務負担軽減、情報伝達の効率化を図ってきた。

現在、導入から3年以上が経過しており、現状の運用状況について評価した上で、より効果的かつ使いやすい連絡システムに改善を図っていく段階にあるのではないかと考える。保護者からは、例えば、検索の機能、情報の分類カテゴリー化、文字の大きさ等、機能の改善を求める声もある。

今後、学校、保護者に対するアンケート調査やヒアリングによりニーズを把握した上で、連絡システムのバージョンアップや切り替えを図っていただきたいが、どのような方針で取り組む考えか伺う。

以 上